

配置技術者の変更基準の緩和について

平成24年4月1日

このことについて、次のとおり改正します。

1 改正の概要

これまで、一般競争入札（条件付）で発注する建設工事については、適正な施工の確保を阻害するおそれがあることから、死亡、病休、退職等真にやむを得ない場合を除き、配置技術者（主任（監理）技術者及び配水管技士又は配水管技能者）の途中交代を認めない取扱いとしてきました。しかし、一定の要件のもとに途中交代を認めるよう、基準を緩和します。

2 配置技術者の途中交代を認める要件

次のいずれかに該当する場合は、一般競争入札（条件付）で発注する建設工事であっても、配置技術者の途中交代を認めるものとします。

- (1) 死亡、病休、退職等真にやむを得ない場合
- (2) 請負金額が 2,500 万円（建築一式工事の場合は 5,000 万円）未満の工事で、かつ交代の時期が工程上の一定の区切りと認められる等、工事の施工に影響がないと認められる場合

注：上記理由により技術者の変更を認められた場合、交代前後における技術者の技術力が同等（入札条件等に適合している等）以上に確保されることが必要です。

また、請負金額が 2,500 万円（建築一式工事の場合は 5,000 万円）以上の工事及びそれ未満であっても現場代理人と主任技術者等を兼務した工事においては、変更日時点で 3 か月以上の継続した雇用関係にある技術者を新たに配置する必要があります。

3 その他

一般競争入札（条件付）で発注する建設工事のうち、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事で、入札公告において配置技術者の途中交代を認めている工事については、これまでどおり工場製作のみを行う期間と現場施工に係る期間とで配置技術者を別に配置することができます。

3 改正時期

平成24年4月1日以降公告（指名通知）分

【問い合わせ先】

岡山県南部水道企業団総務課

電話（086）465 - 5050